

NISA(少額投資非課税制度)について

NISA(少額投資非課税制度)とは、上場株式や公募株式投資信託等の配当所得や譲渡所得にかかる税金が非課税となる制度です。2016年にはジュニアNISAが、2018年からはつみたてNISA(積み立て型の少額投資非課税制度)が創設されました。

制度のポイント

※当資料は2月末時点の各種情報に基づいており、今後、税制等は変更となる場合があります。

制度	つみたてNISA	NISA	ジュニアNISA
年間の非課税枠	40万円	120万円 (2015年までは100万円)	80万円
投資可能期間 (受渡日ベース)	2018年1月1日～ 2037年12月31日	2014年1月1日～ 2023年12月31日	2016年4月1日～ 2023年12月31日
対象者	日本在住で20歳以上 ^(※1)		日本在住で0歳～19歳 ^(※2)
対象商品	一定の要件を備えた 公募株式投資信託、ETF ^(※3)	上場株式、公募株式投資信託、 ETF、REITなど	
非課税期間	最長20年間	最長5年間	
運用口座の管理	本人		親権者等が代理
投資可能期間 満了時の取扱い	課税口座へ移管		口座開設者が20歳に達するまでは、 継続管理勘定 ^(※4) に移管し、非課 税保有の継続が可能
口座の開設	1人1口座(1金融機関) 「NISA」または「つみたてNISA」のどちらかを選択 ^(※5)		1人1口座 (1金融機関)
金融機関の変更	一定の手続きのもと、年単位で金融機関の変更が可能		不可
払出制限	なし		18歳 ^(※6) までは払出制限あり ^(※7)
非課税枠の再利用	保有する有価証券等を一度売却した場合、非課税枠の再利用は不可		
非課税枠の未使用分	翌年以降への繰り越し不可		
ロールオーバー (非課税期間終了後の 保有商品の繰り越し)	不可	年間投資枠を超えて全額の 繰り越しが可能 ^(※8)	
損益通算	NISA口座以外(一般口座や特定口座)との損益通算不可		

(※1) NISA口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上
(※2) ジュニアNISA口座を開設する年の1月1日時点で19歳以下
(※3) 「信託期間が無期限もしくは20年以上」や「分配頻度が毎月でない」
など一定の条件を満たした商品
(※4) 2024年～2028年までの各年で継続管理勘定の開設が可能
(※5) 「つみたてNISA」と「NISA」は暦年ごとに選択が可能
(※6) 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降
(例：高校3年生の1月以降)

(※7) 3月31日時点で18歳である前年の12月31日(例：高校3年生
の12月)までの間、「ジュニアNISA」で保有する上場株式や株式
投資信託等の配当金・分配金・または売却代金等は、払出し制限
付き課税口座で管理されます。上記期間に払い出した場合、全非
課税期間を通じた譲渡または配当等の支払いがあったものとみな
されて、課税(源泉徴収)されます。
(※8) 「NISA」から「つみたてNISA」、「つみたてNISA」から「NISA」へ
のロールオーバーは不可。2019年以降の投資分については2020年
2月末現在ではロールオーバーできません。

投資信託に関する注意事項

- 投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、当金庫でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。当金庫は投資信託の購入、換金等の取扱いを行う販売会社であり、設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入る有価証券等の価格下落や組入る有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.3%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の率を乗じた信託財産留保額が差し引かれます。また、これらの手数料とは別に投資信託の純資産総額の最大年1.98%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計額は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補充書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補充書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。
- 当資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

詳細は…お近くの**おふしん**の窓口またはダイレクトバンキングセンタームーンミン支店までお問い合わせください。



すばらしい明日をつくる

岐阜信用金庫

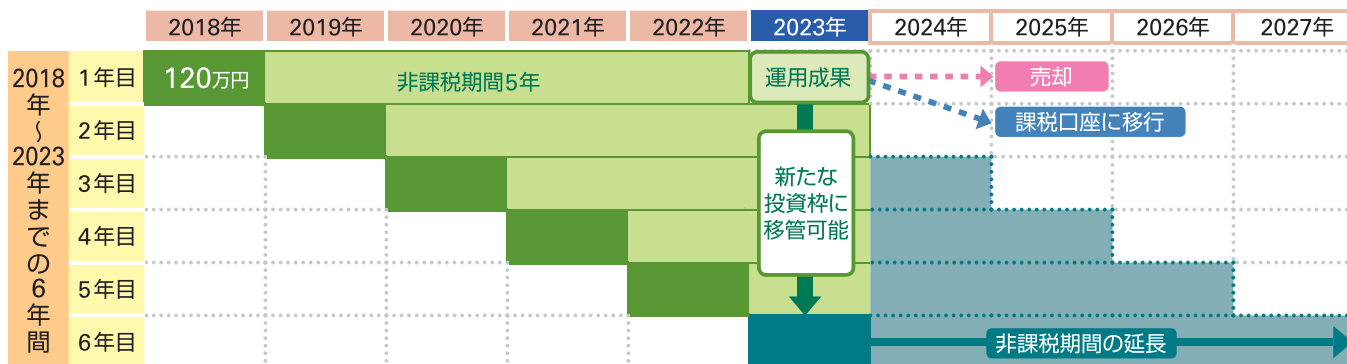
お問合せは
ダイレクトバンキングセンタームーンミン支店
ムーンミンババさん
☎0120-6388-03
携帯電話・PHSからは058-265-3800(通話料有料)
受付時間 平日9:00～19:00 土曜日9:00～17:00(日・祝祭日を除く)

商号等：岐阜信用金庫
登録金融機関：東海財務局長(登金)第35号
加入協会：日本証券業協会

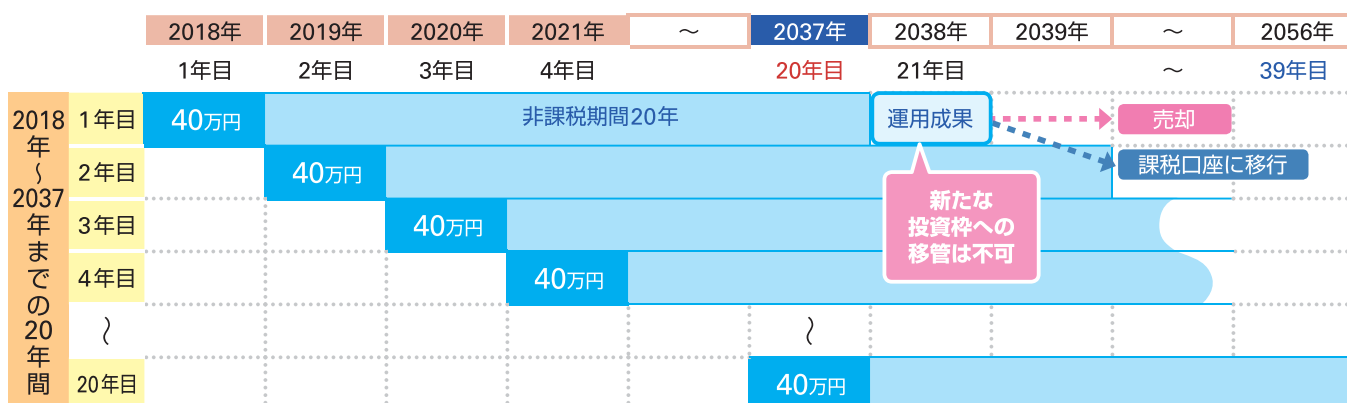
令和2年4月1日現在

制度のイメージ

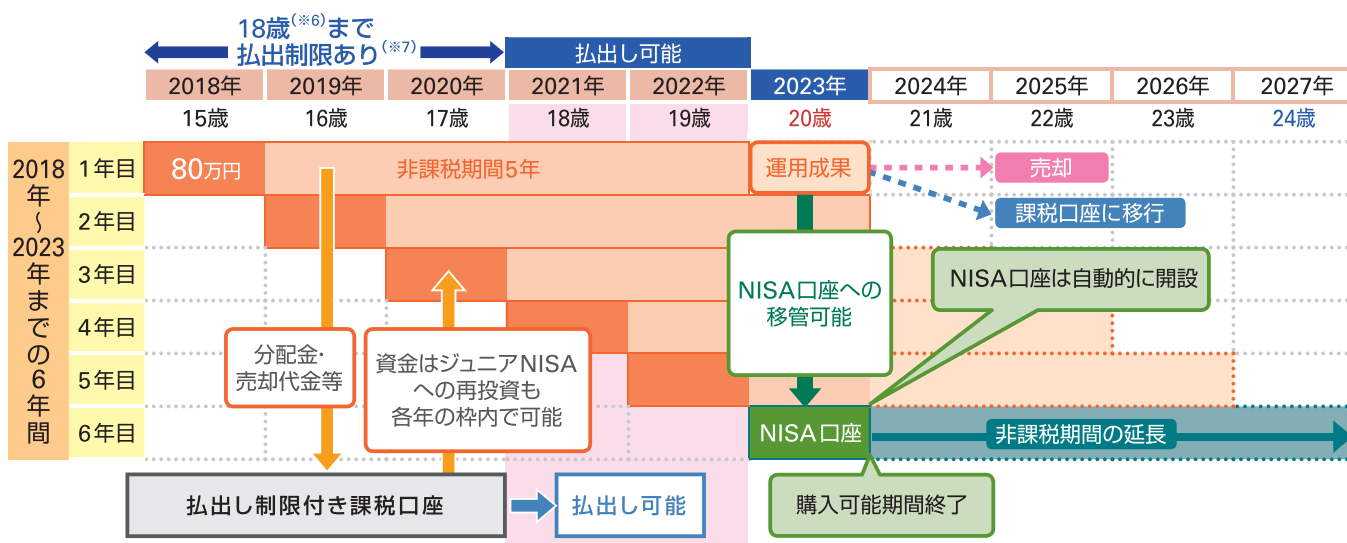
●NISA



●つみたてNISA



●ジュニアNISA (制度期間内に20歳になる場合)



20歳になる前にジュニアNISAが終了する場合

非課税で保有できる期間が満了した投資信託は、非課税のまま継続保有ができる「継続管理勘定」へ移し替えます。「継続管理勘定」での途中売却はできますが、新規投資はできません。「継続管理勘定」の分配金や売却資金などは、「払出し制限付き課税口座」に入ります。20歳になると、「継続管理勘定」の投資信託は、「一般口座」もしくは「特定口座」へ移し替えます。